

金融商品取引法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）</p> <p>第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 取得勧誘のうち法第二条第三項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、売付け勧誘等のうち同条第四項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、組織再編成発行手続のうち法第二条の二第四項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手続のうち同条第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するものが行われていない有価証券（以下この号及び次号において「譲渡制限のない有価証券」という。）であつて、次に掲げる者以外の者が所有するものの売買</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人（外国法人を含む。以下この号において同じ。）の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）又は発起人そ</p>	<p>（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）</p> <p>第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 取得勧誘のうち法第二条第三項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、売付け勧誘等のうち同条第四項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、組織再編成発行手続のうち法第二条の二第四項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手続のうち同条第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するものが行われていない有価証券（以下この号及び次号において「譲渡制限のない有価証券」という。）であつて、次に掲げる者以外の者が所有するものの売買</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人（外国法人を含む。以下この号において同じ。）の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この号において同じ。）又は発起人そ</p>

その他これに準ずる者（当該法人の設立後に当該法人の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。）

ハ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下ハにおいて同じ。）又は当該主要株主（法人である場合に限る。）の役員若しくは発起人その他これに準ずる者（当該主要株主である法人の設立後に当該法人の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。）

ニ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の子会社等（法第二十九条の四第三項に規定する子会社その他これに準ずる法人をいう。以下ニにおいて同じ。）又は当該子会社等の役員若しくは発起人その他これに準ずる者（当該子会社等の設立後に当該子会社等の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。）

ホ (略)

八〇十一 (略)

(有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等)

その他これに準ずる者（当該法人の設立後に当該法人の役員又は株主その他の構成員のいずれにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。以下この号において同じ。）

ハ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の主要株主（法第六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下ハにおいて同じ。）又は当該主要株主（法人である場合に限る。）の役員若しくは発起人その他これに準ずる者（当該主要株主である法人の設立後に当該法人の役員又は発起人その他これに準ずる者のいずれにも該当しない期間があり、かつ、当該期間が連続して五年を超える場合の発起人その他これに準ずる者を除く。）

ニ 当該譲渡制限のない有価証券の発行者である法人の子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。）その他これに準ずる法人又はこれらの役員若しくは発起人その他これに準ずる者

ホ (略)

八〇十一 (略)

(有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等)

第三条の五 法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 株券

二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの

三 有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前号に掲げる有価証券であるもの

四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 (略)

(会社以外の発行者に係る有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等)

第四条の十 法第二十四条第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合に限る。次項及び次条において同じ。)に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 優先出資証券

二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で優先出資証券の性質を有するもの

三 有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前号に掲げる有価証券であるもの

四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

第三条の五 法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める有価証券は、株券とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(会社以外の発行者に係る有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等)

第四条の十 法第二十四条第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合に限る。次項及び次条において同じ。)に規定する政令で定める有価証券は、優先出資証券とする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(借入れ有価証券の裏付けの確認等)

第二十六条の二 (略)

2 5 6 (略)

7 第一項から第五項までの規定は、法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設する私設取引システム(法第二条第八項第十号に掲げる行為(競売買の方法その他取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における売買価格の決定方法に準ずるものとして内閣府令で定める売買価格の決定方法により行うものに限る。)

による有価証券の売買を行う市場をいう。次条第七項、第二十六条の四第六項及び第二十六条の六第三項において同じ。)における有価証券(金融商品取引所が上場する有価証券又は店頭売買有価証券に限る。次条第七項、第二十六条の四第六項及び第二十六条の六第三項において同じ。)の売付けについて準用する。この場合において、第一項及び第四項中「会員等」とあるのは「顧客」と、第五項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

(空売りを行う場合の明示及び確認)

第二十六条の三 (略)

2 5 6 (略)

7 第一項から第五項までの規定は、法第三十条第一項の認可を受け

2 (略)

(借入れ有価証券の裏付けの確認等)

第二十六条の二 (略)

2 5 6 (略)

(新設)

(空売りを行う場合の明示及び確認)

第二十六条の三 (略)

2 5 6 (略)

(新設)

た金融商品取引業者の開設する私設取引システムにおける有価証券の売付けについて準用する。この場合において、第一項及び第二項中「会員等」とあるのは「顧客」と、第五項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

(空売りをを行う場合の価格)

第二十六条の四 金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該空売りに係る有価証券につき当該金融商品取引所が当該空売り前の直近に公表した当該取引所金融商品市場における価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格。以下この条において「直近公表価格」という。）以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の公表前の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格。次項において同じ。）を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。

一 当該取引所金融商品市場における当該空売りの時の属する取引

(空売りをを行う場合の価格)

第二十六条の四 金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該金融商品取引所が当該空売りの直近に公表した当該取引所金融商品市場における価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格。以下この条において「直近公表価格」という。）以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格（売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格。次項において同じ。）を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。

(新設)

時間（当該空売りに係る有価証券について取引が行われる時間帯として内閣府令で定める時間帯をいう。次号において同じ。）の開始の時から当該空売りの直前までの間において当該金融商品取引所が公表した当該取引所金融商品市場における当該空売りに係る有価証券の売買価格のうちに、当該空売りに係る有価証券につき当該金融商品取引所が当該売買価格の公表前の直近に公表した当該取引所金融商品市場における基準価格（法第三百三十条に規定する最終の価格又はこれに準ずる価格を基礎として内閣府令で定めるところにより算出される価格をいう。以下この項において同じ。）から当該基準価格に内閣府令で定める割合を乗じて得た価格を控除した価格以下のものがあるとき。

二 当該取引所金融商品市場における当該空売りの時の属する取引時間の開始前の直前に終了した当該空売りに係る有価証券の主たる市場（当該有価証券について売買高その他の状況を勘案して内閣府令で定める一の取引所金融商品市場をいう。）における取引時間において当該主たる市場を開設する金融商品取引所が公表した当該主たる市場における当該空売りに係る有価証券の売買価格のうちに、当該空売りに係る有価証券につき当該金融商品取引所が当該売買価格の公表前の直前に公表した当該主たる市場における基準価格から当該基準価格に前号に規定する割合を乗じて得た価格を控除した価格以下のものがあるとき。

2  
の申込みをする者は、前項各号のいずれかに該当するときは、当該

（新設）

2  
の申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込み

空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格において当該空売りをを行うよう指示をしてはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の公表前の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りの指示については、この限りでない。

3・4 (略)

5 前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。

この場合において、第一項第一号中「第三百三十条」とあるのは「第六十七条の十九」と、同項第二号中「一の取引所金融商品市場」とあるのは「一の店頭売買有価証券市場」と、「金融商品取引所」とあるのは「認可金融商品取引業協会」と、前項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

6 第一項から第四項までの規定は、法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設する私設取引システムにおける有価証券の売付けについて準用する。この場合において、第一項中「会員等」とあるのは「顧客」と、同項第一号中「第三百三十条」とあるのは「第六十七条の十九又は第三百三十条」と、「又はこれに準ずる価格を基礎として」とあるのは「に相当するものとして」と、同項第二号中「一の取引所金融商品市場」とあるのは「一の取引所金融商品

の相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格において当該空売りをを行うよう指示をしてはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の直近に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りの指示については、この限りでない。

3・4 (略)

5 前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。

この場合において、前項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

(新設)

市場又は店頭売買有価証券市場」と、「金融商品取引所」とあるのは「金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会」と、第四項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

(空売りに係る情報の提供等)

第二十六条の五 金融商品取引所が上場する有価証券であつて大量の空売りが行われることにより公正な価格形成に支障を及ぼすおそれがあるものとして金融庁長官が指定するもの(以下この条において「指定有価証券」という。)について、次の各号に掲げる空売りを行つた当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所(前条第一項第二号に規定する主たる市場を開設する者をいう。以下この条において同じ。)の会員等は、内閣府令で定めるところにより、当該各号に定める情報を当該主たる金融商品取引所に対し提供しなければならない。

一・二 (略)

2 指定有価証券について、前項各号に掲げる空売りを行つた者(当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所の会員等を除く。)は、内閣府令で定めるところにより、当該各号に定める情報を当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所の会員等のうちいずれか一の者に対し提供しなければならない。この場合において、当該情報の提供を受けた主たる金融商品取引所の会員等は、内閣府令で定めるところにより、当該情報を当該主たる金融商品取引所に対し提供

(空売りに係る情報の提供等)

第二十六条の五 金融商品取引所の会員等は、大量の空売りが行われることにより公正な価格形成に支障を及ぼすおそれがあるものとして金融庁長官が指定する有価証券(以下この条において「指定有価証券」という。)について、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において次の各号に掲げる空売りを行つたときは、内閣府令で定めるところにより、当該各号に定める情報を当該金融商品取引所に対し提供しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

しなければならない。

3| 指定有価証券の空売りの委託の取次ぎを引き受けた者は、内閣府令で定めるところにより、当該指定有価証券に係る当該委託の取次ぎの申込者の残高情報を当該空売りの委託の相手方に対し提供しなければならない。

4| 指定有価証券の空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをした者は、内閣府令で定めるところにより、当該指定有価証券に係る自己の残高情報を当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し提供しなければならない。

5| 主たる金融商品取引所は、内閣府令で定めるところにより、第一項及び第二項の規定により提供された残高情報を取りまとめ、その内容を公表しなければならない。

6| 前各項の規定は、認可金融商品取引業協会が登録する店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、第一項中「前条第一項第二号」とあるのは、「前条第五項において準用する同条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(空売りに係る有価証券の借入れの決済)

第二十六条の六 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付け及び法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の開設する私設取引システムに

2| 取引所金融商品市場においてする指定有価証券の空売りの委託の取次ぎを引き受けた者は、内閣府令で定めるところにより、当該指定有価証券に係る当該委託の取次ぎの申込者の残高情報を当該空売りの委託の相手方に対し提供しなければならない。

3| 取引所金融商品市場においてする指定有価証券の空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをした者は、内閣府令で定めるところにより、当該指定有価証券に係る自己の残高情報を当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し提供しなければならない。

4| 金融商品取引所は、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定により提供された残高情報を取りまとめ、その内容を公表しなければならない。

5| 前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。

(空売りに係る有価証券の借入れの決済)

第二十六条の六 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「法第二十一条第一号に掲げる取

おける有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前  
項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」  
とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるもの  
とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、平成二十五年十一月五日から施行する。ただし、第一条の七の三第七号、第三条の五第一項及び第四条の十第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

2 この政令による改正後の金融商品取引法施行令第二十六条の五の規定は、この政令の施行の日以後に行われる空売り（金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項に規定する空売りをいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行われた空売りについては、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。